

消基発第 525 号  
令和 6 年 11 月 6 日

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 岡本 誠 司

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（通知）

令和 6 年 10 月 1 日から、健康保険において長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品のうち一定の条件を満たした品目）の処方等又は調剤において、選定療養の仕組みが導入されました。これを受けて、他の災害補償制度の取扱いを踏まえ、消防基金において以下のとおり取扱うこととします。

記

長期収載品を処方・調剤した場合等は、労災等の取扱いに準じ、次のとおりとします。

- 1 長期収載品の処方等又は調剤を希望し、「特別の料金」（先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金）が徴収された場合、当該「特別の料金」については、消防基金の支払対象外とします。
- 2 長期収載品の処方等にあたって、医療上の必要があると認められる場合等に該当する場合は、診療費請求明細書又は明細書に添付するレセプト等に理由を記載願います。
- 3 上記取扱いは、療養補償、外科後処置及びアフターケアに共通する取扱いとします。